

水道統計 平成28年9月1日 現在	給水人口…246,806人
	給水戸数…112,492戸
	給水人口前年比…+969人

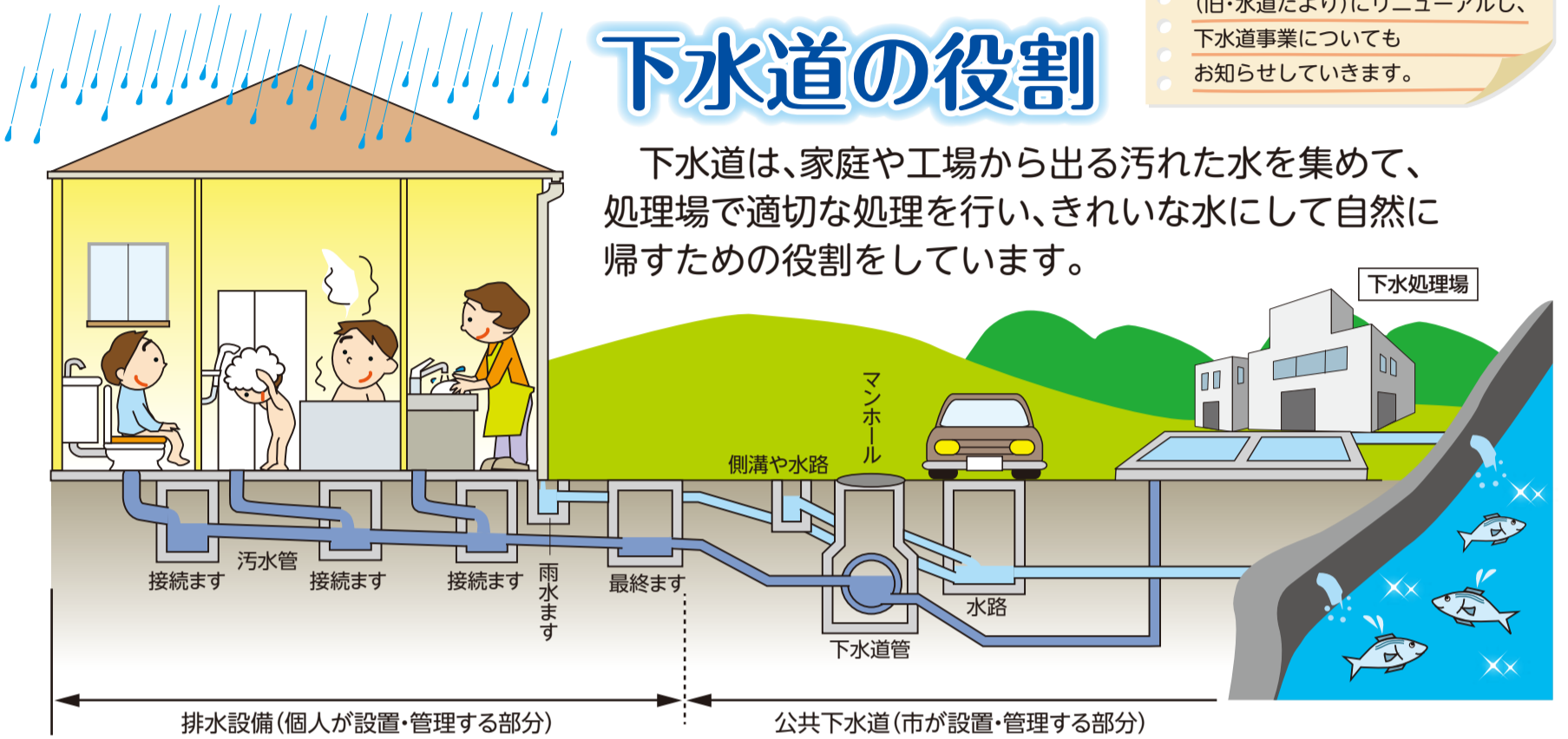
〒340-8555 草加市氷川町2118番地5 電話048-925-3131(代表) FAX048-925-5046  
ホームページ <http://www.city.soka.saitama.jp> [Eメール] [suido-keiei@city.soka.saitama.jp](mailto:suido-keiei@city.soka.saitama.jp)

# 上下水道だより

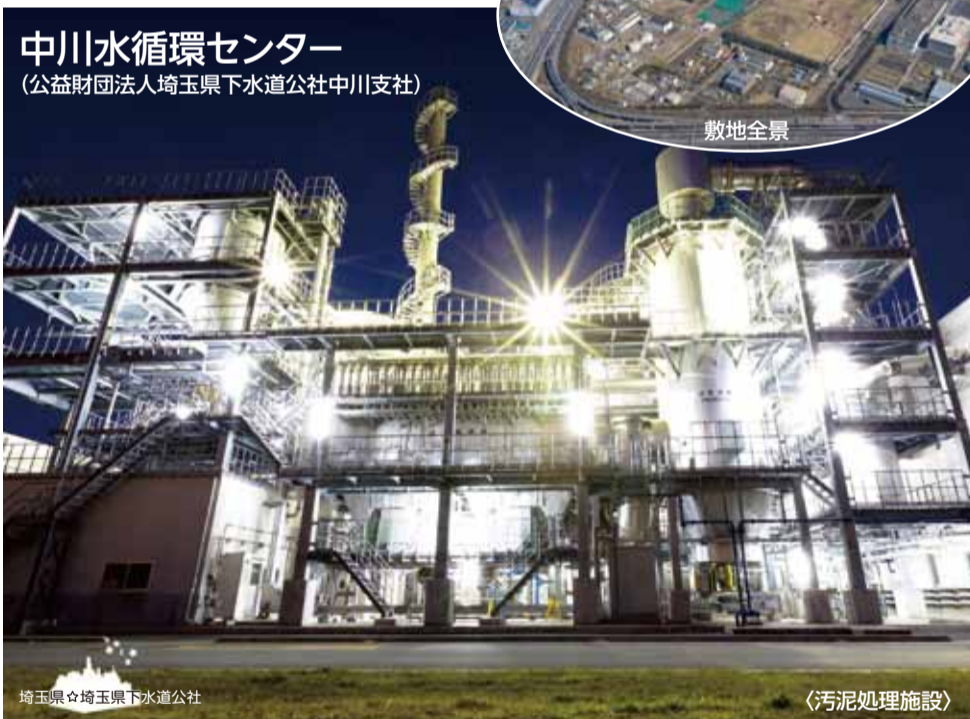
- 今号から「上下水道だより」
- (旧・水道だより)にリニューアルし、
- 下水道事業についても
- お知らせしていきます。

## 下水道の役割

下水道は、家庭や工場から出る汚れた水を集めて、処理場で適切な処理を行い、きれいな水にして自然に帰すための役割をしています。



中川水循環センター  
(公益財団法人埼玉県下水道公社中川支社)



敷地全景

埼玉県下水道公社

〈污泥処理施設〉

## 下水道の処理方法について

下水道には、雨水と汚水を同じ管で流す合流式下水道、別に分けて流す分流式下水道の2つの処理方式があります。

草加市は、分流式下水道方式を採用しています。汚水は、下水道管を通じて埼玉県が管理する中川水循環センター(三郷市)まで流れて処理された後、河川へ放流しています。

雨水については、側溝や水路を通じて河川へ放流しています。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

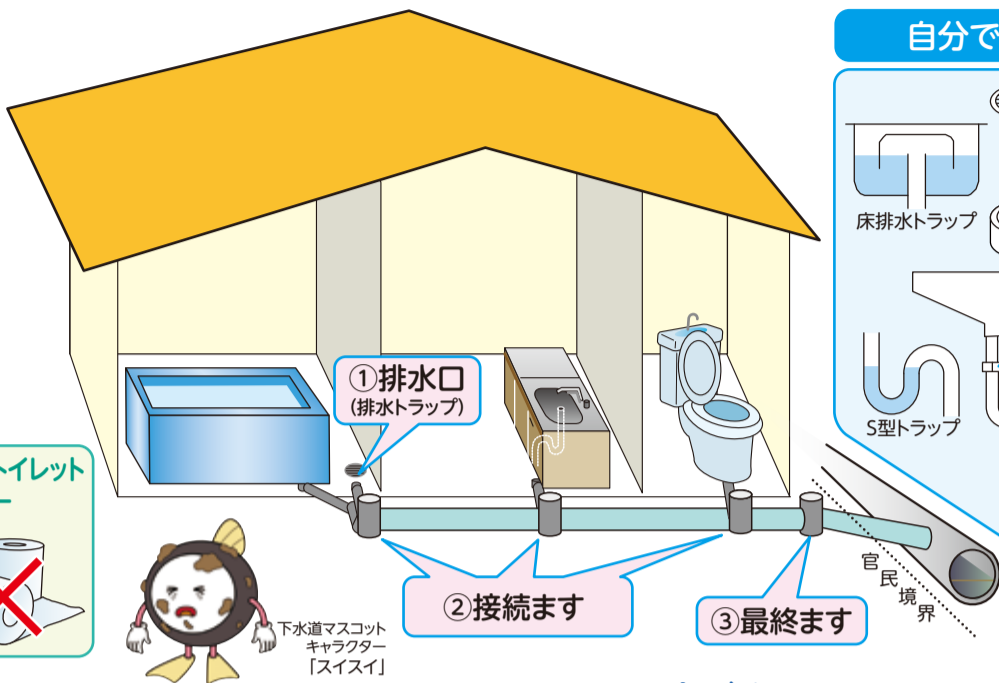
## 草加市の下水道事業について

草加市は、東京都に隣接する埼玉県東南部の中核都市として発展を続けています。しかし、その発展に伴う急激な都市化、河川への工業排水等の流入により、市内を流れる綾瀬川をはじめとする中小河川は、水質汚濁による自然環境の悪化という問題に見舞われました。このような背景の中、草加市の公共下水道事業は、昭和47年10月に公共下水道計画を作成し、昭和58年4月から供用を開始し、より良い水環境を目指して公共下水道整備を進め、今では市民の約92%の方が利用できる状況になっています。

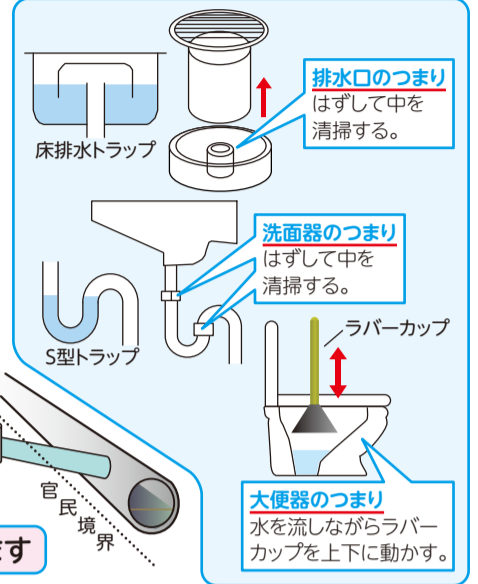
公共下水道は河川等の水質保全だけでなく、生活環境の改善、浸水の防除、健全な水循環の確保等でも非常に重要な役割を担う生活基盤施設であり、本市の目指す「快適都市」の実現に向けて、今後も引き続き事業推進を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

# 下水道を正しく使いましょう！

## 下水道に流してはいけないもの



## 自分でできる維持管理



### ●流れにくいとき

点検箇所	点検箇所の状態	状況と処理のしかた
①排水口	汚水が流れない	排水口の近くでつまっていることがありますので、自分でできる維持管理を行ってください。または、指定工事店、専門の掃除業者に連絡して清掃・修理してください。
②接続ます	汚水が流れてこない	建物内・宅地内でつまっている可能性がありますので、指定工事店、専門の掃除業者に連絡して清掃・修理してください。
	汚水がたまっている	隣のます(下流側)を調べてください。
③最終ます	汚水が流れてこない	接続ますと最終ますのあいだでつまっていますので、指定工事店、専門の掃除業者に連絡して清掃・修理してください。
	汚水がたまっている	下水道本管がつまっていることがありますので、下水道課に連絡してください。

### ●悪臭がするとき

点検箇所	点検箇所の状態	自分でできる維持管理
トイレ、洗面台の悪臭 →排水口	トラップ内に水がたまっていない	トラップ内の水がなくなると悪臭がします。いつもトラップ内に水をためてください。
台所、風呂場の悪臭 →接続ます	接続ますの中にごみがたまっている	接続ますの中にごみがたまると悪臭がします。月1回程度、付着しているごみ・汚物をブラシなどを使い清掃してください。

問下水道課 排水設備係 ☎922-2314

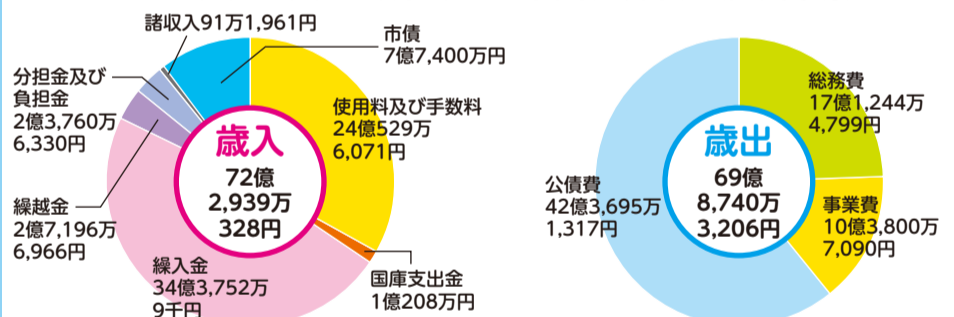
## 下水道の効果

下水道が整備されることで、側溝や水路の悪臭防止につながり、生活環境が改善されます。これらの効果を発揮させるためには、各家庭や事業所などから排出される汚水を下水道管に流す必要があります。現在下水道に未接続の方は速やかに接続工事をお願いします。接続工事には市の指定工事店での接続が義務付けられていますので、詳しくは下水道課にお問い合わせください。  
問下水道課 排水設備係 ☎922-2314

## 雨水流入の防止について

台風など大雨時にお風呂やトイレなどが一時的に使用できなくなることがあります。原因は道路上に溜まった雨水が下水道管に流れ込むことにより、汚水等を流す下水道管が満水となるためです。草加市では、雨水が下水道管に流れ込まないよう密閉性の高いマンホール蓋に順次交換していますが、蓋の交換には多額の費用と時間が必要です。大雨が予想される時は、ご自宅周辺の側溝等に雨水が流れやすくなるよう清掃等のご協力をお願いします。

## 平成27年度 下水道事業決算



下水道事業は下水道法に基づき、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的とした事業です。下水道事業に必要な費用は、皆様からの下水道使用料、下水道受益者負担金をはじめ、国庫補助金、一般会計繰入金、地方債によりまかなわれています。

### 歳入

事業活動における収入のこと。下水道施設の新設・改築等に係るものは、国庫補助金、一般会計からの繰入金、市債や受益者負担金など。維持管理に係るものは下水道使用料、一般会計からの繰入金などによる収入。

### 歳出

事業活動における支出のこと。総務費は維持管理に係るもの、事業費は下水道施設の新設・改築等に係るもの、公債費は市債の元金や利子の償還に係るものの支出。

問下水道課 業務係 ☎922-2286

## 平成29年4月1日から下水道使用料が変わります

平成21年4月の使用料改定以降、8年間にわたり現在の使用料を維持してきましたが、平成27年4月から中川水循環センターでの汚水処理費の単価が値上げとなり、草加市が支出する埼玉県中川流域下水道維持管理負担金が年間約1億4,000万円の負担増となりました。引き続き安定したサービスを提供していくために、下水道使用料を改定することとなりました。皆様のご理解とご協力をお願いします。  
問下水道課 業務係 ☎922-2286

### 下水道使用料 新旧対照表(抜粋)

(2か月単位、消費税込み)

排水量	下水道使用料		
	旧	新	増加額
20㎡まで	1,663円	1,771円	108円
40㎡	3,607円	3,823円	216円
60㎡	5,551円	5,875円	324円
80㎡	7,603円	8,035円	432円
100㎡	9,655円	10,195円	540円

# 近年の水道事情 Vol.4



今回は、水道料金の「基本料金」について説明してもらいました。では、「超過料金」(逓増制)というのはなんですか？ 逓増制という言葉は普段あまり聞きなれないのですが。

それでは、超過料金制度(逓増制)について説明します。  
簡単に言うと超過料金制度(逓増制)とは、水をたくさん使うほど料金単価が高くなる料金体系を言います。  
草加市の場合は4段階の水量ランクに区分され、それぞれのランクごとに1m<sup>3</sup>(立方メートル)当たりの料金単価が設定されています。  
使用量が20m<sup>3</sup>から40m<sup>3</sup>までの場合、1m<sup>3</sup>当たり150円が加算されます。  
同様に、40m<sup>3</sup>から60m<sup>3</sup>までは190円(1m<sup>3</sup>当たり)、60m<sup>3</sup>から100m<sup>3</sup>までは235円(1m<sup>3</sup>当たり)、100m<sup>3</sup>を超えると290円(1m<sup>3</sup>当たり)が、それぞれ基本料金に加算されます。



## 草加市における水道料金算出法(2か月分)

(平成28年10月1日現在)

メーター口径	区分	基本料金		超過料金(1m <sup>3</sup> 当たり)	
		水量	金額(税抜)	水量	金額(税抜)
13mm	20m <sup>3</sup> まで		1,500円	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの分	150円
20mm			4,200円	40m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> までの分	190円
25mm			7,200円	60m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	235円
30mm			12,400円	100m <sup>3</sup> を超える分	290円
40mm			19,400円		
50mm			47,800円		
75mm			86,000円		
100mm					

※算出した金額に消費税を加えた額が水道料金となります。  
※水道料金は1か月ごとで規定されていますが、実際の検針に合わせて2か月分が表示しています。



なぜ、このような超過料金制度を取り入れたのですか？



そうなんです！よくわかりました。またいろいろと教えてくださいね。

超過料金制度(逓増制)とは、多量に水道水を使うと高くなる仕組みから、お客様に節水の心がけをいただくことを目的としています。水道料金が低いと気にされているお客様は一度、節水にチャレンジしてみてくださいはいかがでしょうか。



## 安全かつ安心して水道水を利用いただくために洗管作業を定期的に行っています！

草加市では、水道水質の維持管理のために、水道管の中の赤さびや水あかなどを排出する洗管作業を行っています。市内を4つのブロックに分け、毎年1ブロックずつ定期的に作業を行っています。事前にお知らせをしてから作業を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

関水道施設課 維持管理係 ☎925-3227

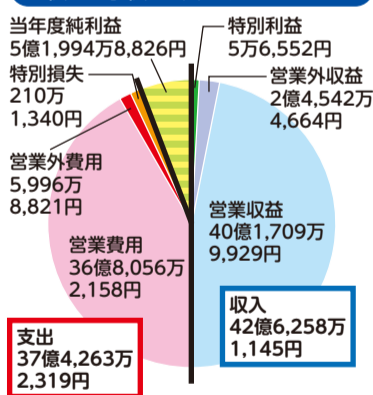


## 節水へのご協力ありがとうございました。

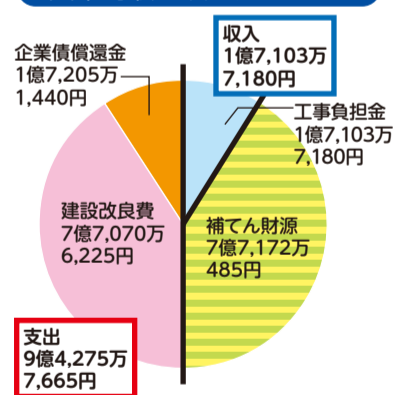
平成28年6月16日から実施されていた利根川水系の取水制限については、台風による降雨などにより貯水量が回復したことから、9月2日をもって全面解除となりました。市民の皆様におかれましては、節水にご理解・ご協力いただきありがとうございました。引き続き、限りある水資源を有効に活用いただきますようお願いいたします。

## 平成27年度 水道事業決算

### 収益的収入及び支出(税抜き)



### 資本的収入及び支出(税込み)



水道事業は、水道法に基づき「清浄な水を安定して供給する」ことを目的とした地方公営企業として運営されています。必要となる費用は、皆様の水道料金によってまかなわれています。(地方公営企業法により「\*独立採算制」を基本として事業経営を行うこととなっているためです。)

\*市役所から独立して独自の計画と方針に基づいて経営を行うこと。

### 収益的収入及び支出

事業活動における収支のこと。水道料金収入や、県から水を購入する費用、電気料金など水道水を供給するための支出など。

### 資本的収入及び支出

設備投資のための収支のこと。水道水を長期的に供給するため、老朽化した施設の更新工事を行うための支出など。不足分は、企業内部で留保・積立した資金などにより補てんしています。

関水道総務課 経営係 ☎920-5677

## ★ 水道出前講座募集中 ★

上下水道部では、普段何気なく使用している水道水について知っていただくために職員を派遣する「水道出前講座」を実施しています。町会等の会合などに是非ご活用ください。

### 申込み要件

市内在住・在勤・在学者で構成された10名以上のグループ  
※人数についてはご相談ください。

### 講座時間帯

午前9時から午後9時までの間の1時間程度(祝日、12月28日から翌年1月4日までは除く。)ただし、日程については調整をさせていただきます。

### 会場及び運営

申込みいただいたグループで、市内の会場をご用意ください。なお、当日の進行や運営はグループの方をお願いします。

### 申込み方法

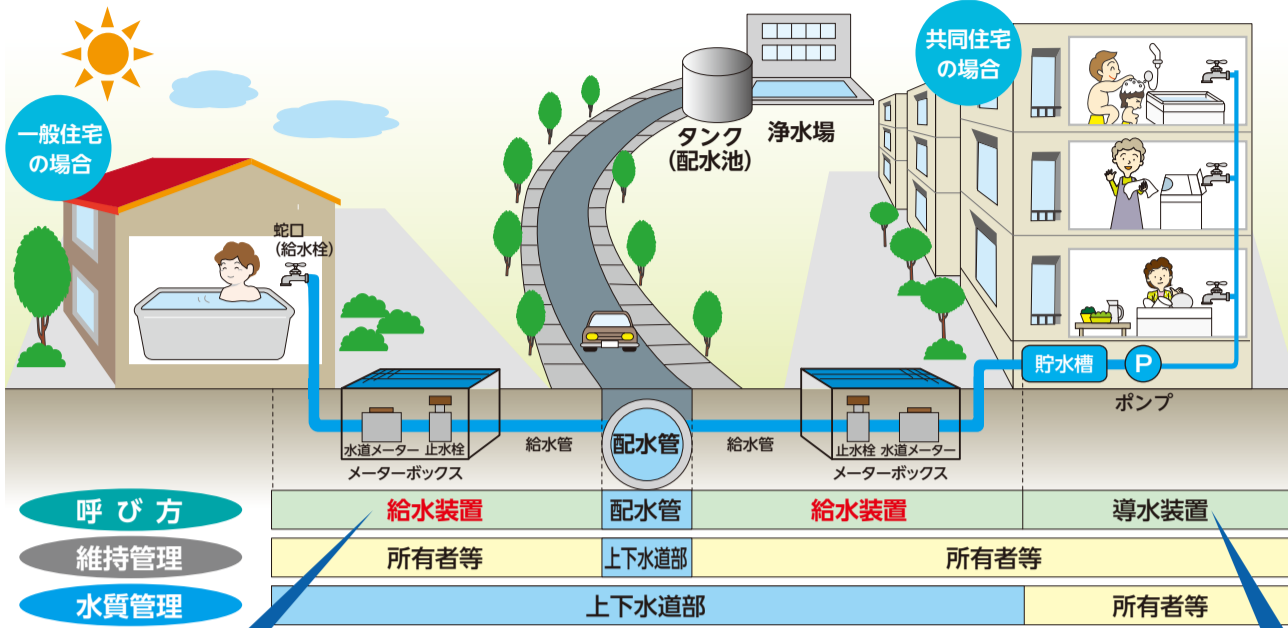
開催希望日の1か月前までに、所定の申込書を提出してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。担当までお問合せください。

関水道総務課 管理係 ☎925-3132



水道メーターを除く

# 給水装置はお客様の財産です



水道メーターでチェック!

## 水漏れの点検方法

家の中の蛇口をすべて閉めて水道メーターのふたを開け、パイロット(赤い点)が回転していないか確認してください。  
※水を使っていないのに回転している場合は水漏れが考えられます。

### 給水装置とは?

道路の中に埋められた配水管から住宅などに引き込まれた給水管と、これに取り付けてある止水栓、水道メーター、蛇口などをまとめて給水装置と呼びます。  
これらの給水装置は、お客様の利用形態や使用水量に合わせてお客様負担で設置しますので、お客様の財産となります。  
※水道メーターは上下水道部から貸与しており、検針や取替えを行います。日常の管理はお客様にお願いしています。

### 導水装置とは?

共同住宅などの大型の建物では、給水装置以降に貯水槽やポンプが設置され、建物内配管を経て各室の蛇口・シャワーなどから水道水を供給しており、これらを導水装置と呼びます。  
導水装置の一部である建物内配管は建物の築年数とともに劣化が進み、配管内部のさび等により、にごり水や漏水が発生する可能性があります。万一、漏水等が発生すると居住者の生活に支障をきたすこととなりますので、計画的に建物内配管の取替えを行うなど適正な維持管理をお願いします。

### 給水装置・導水装置の修繕は?

お客様の所有物である給水装置や導水装置が古くなったり、壊れたりした場合の修繕費用は、お客様のご負担となります。部分的な修繕を重ねるよりも、一度に取り替えることをおすすめします。  
修繕などの連絡は、草加市管工事業協同組合または草加市水道事業指定給水装置工事事業者へお願いします。  
※市ホームページで業者一覧が閲覧できます。

#### 修繕に関すること(水漏れ・出水不良等)

問水道施設課 維持管理係 ☎925-3227  
草加市管工事業協同組合 ☎927-2525  
草加市水道事業指定給水装置工事事業者に関すること  
問水道営業課 給水係 ☎925-3135

### 貯水槽の点検を!

導水装置の一部である貯水槽は、水道水を一度溜めておく施設です。貯水槽から蛇口までは所有者が清掃や点検等の管理をする必要があります。  
清掃や点検がきちんとされないと...  
・貯水槽のふたが開いて雨水やゴミ・ホコリ等が水道水に混入  
・貯水槽の亀裂からの漏水など  
→異臭や水道水の安全が保たれない原因が生じる場合があります。  
いつでも安全な水道水を利用するために、所有者は一年に一度の清掃や、日頃から施設などの点検を忘れずに行ってください。  
なお、近年貯水槽のポンプ故障等による給水停止事故が発生しています。建物の所有者は、故障時の緊急連絡先を共有スペース部分に表示し、また管理人が常駐していない建物の居住者の方は、緊急時の連絡先の確認をお願いします。

### 水道の使用開始・中止をされる方は必ず連絡をお願いします

使用開始は開始日が決まったときに、使用中止は中止日の5日前までに連絡をお願いします。

#### ■営業時間

・午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

#### インターネットによる使用の開始・中止の手続きについて

市ホームページの中で水道の使用開始・中止の申し込みができます。年間を通じて24時間いつでも手続きできますのでご利用ください。  
市ホームページ(<http://www.city.soka.saitama.jp>)

### 上下水道料金の支払いは水道庁舎の窓口で一年中できます

#### ■受付時間

・午前8時30分から午後9時まで  
平日午後5時までは水道営業課で、それ以外は宿直室で受け付けます。

#### ～料金の支払いは便利な口座振替で～

口座振替なら、一度手続きを行うと払込みに行く手間が省け、支払い忘れもありません。是非、ご利用ください。  
手続きは、銀行・農協・ゆうちょ銀行など上下水道部が指定する金融機関の窓口でできます。

問水道営業課 営業係 ☎927-2220

### 水道メーター検針時のお願い

メーターボックスの上や周りに物を置かないでください。



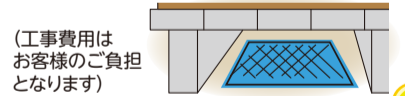
犬はメーターボックスの近くにはつながないでください。



メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。



増・改築などで、メーターが床下や屋内になる場合は、検針しやすい場所に移動してください。



(工事費用はお客様のご負担となります)

### 上下水道部を装った訪問販売にご注意ください!!

上下水道部職員を装ったり、依頼を受けたように思わせる悪質な勧誘が発生しています。

上下水道部職員や受託業者が点検などで家庭を訪問する場合は、必ず身分証明書を携帯しています。不審に思われたときは、身分証明書の提示を求め、草加警察署(☎943-0110)までご相談ください。



上下水道部では右記のようなことは行っていません

- 戸別訪問による水質検査
- 排水管などの洗浄を勧める
- 浄水器などの器具の販売
- お客様からの依頼のない点検
- 電話などでの調査やあっせん